

はじめに

令和元年度環境報告書について

本報告書は、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（中期）（平成 29 年 3 月策定）に基づく各施策の平成 30 年度実績報告書になります。

本報告書の作成・公表により、市民や事業者の方への情報提供を行うとともに、環境の保全、回復及び創造に関する取組の推進につなげていきます。環境施策の推進には、市民や事業者の皆さんのご協力が必要です。引き続き、市の環境行政にご理解とご協力をお願いします。

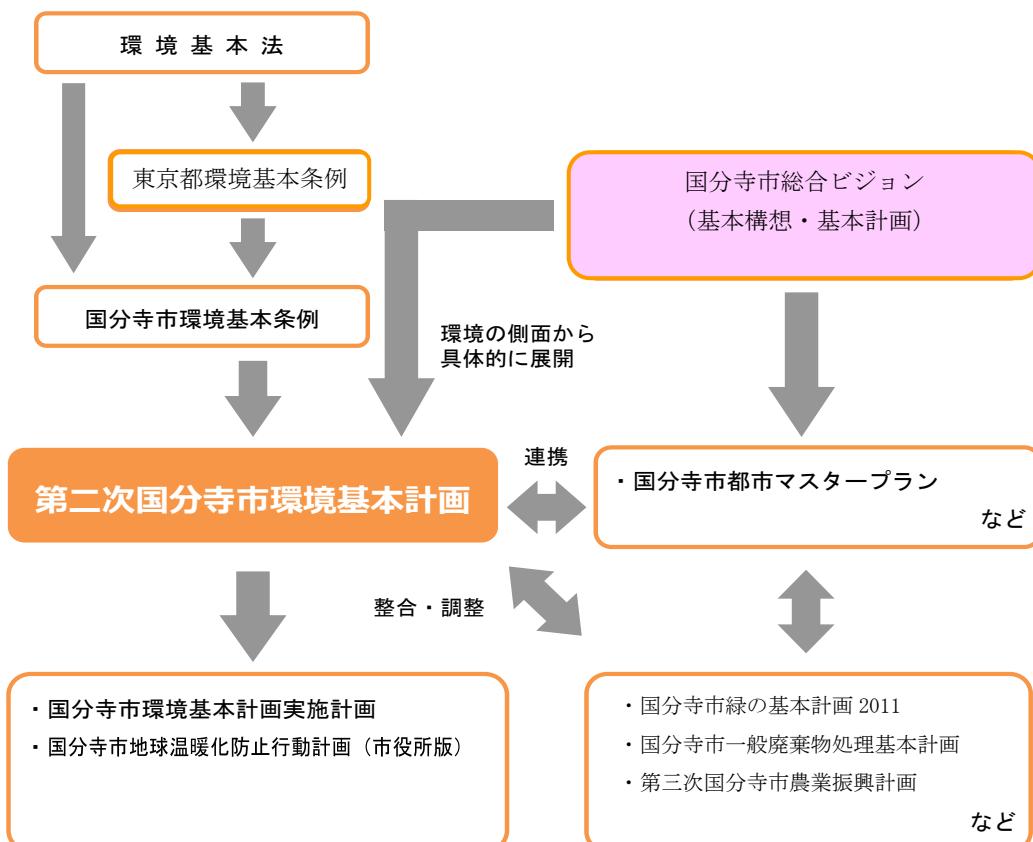
第1章 環境基本計画の概要

1. 国分寺市環境基本計画の策定

市民、事業者、市が協働のもとに、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために、「国分寺市環境基本計画」（以下「基本計画」といいます。）として平成 16 年 3 月に第一次基本計画を策定し、その後、平成 26 年 3 月に計画改定し、第二次基本計画（平成 26～35（令和 5）年度までの 10 年計画）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

基本計画は国分寺市環境基本条例に基づいた計画であり、国分寺市基本構想を環境の側面から具体的に展開していく計画の基本的方向を示すものです。今後、当市の全ての施策は、基本計画の趣旨に照らして環境に及ぼす影響を検証し、実施します。



3. 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

基本計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定したものです。市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築に向けて取り組みます。

(2) 計画の役割

基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

(3) 計画の特徴

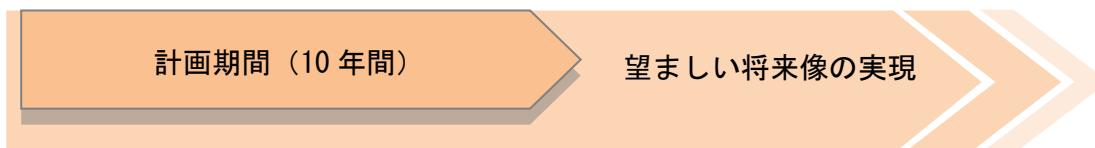
計画改定にあたり、市民ワークショップなどの意見収集、環境推進管理委員会からの提言、関係課へのヒアリング、府内検討委員会など職員の合議組織による検討により、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会による審議、パブリック・コメントを経て、本計画を策定しました。

4. 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね30年後を見越した平成26年度から平成35（令和5）年度の10年間とします。社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

平成26年度

平成35（令和5）年度



5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”，「公害」，「食」からなる“②生活環境”，「道路・交通」，「景観」，「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”，「資源」，「温暖化・エネルギー」，「ごみ」からなる“④地球環境”，「教育・学習」，「人づくり」，「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の5つの分野を対象とします。

6. 国分寺市がめざす環境の将来像（望ましい将来像）

環境の望ましい将来像として「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を設定しました。

国分寺市は、史跡武蔵国分寺跡をはじめ、新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた歴史遺産及び歴史的景観が多く残され、国分寺崖線や農地などの緑、お鷹の道・真姿の池湧水群など、緑と水の豊かなまちです。

市内には大きな工場がなく、都市計画道路の整備などによる安全かつ快適な交通環境の確保、ごみの減量化・資源化なども少しづつ進んでおり、良好な環境を形成しています。

樹林地や公園などでは協働による維持管理が行われ、活動を通して人と人のつながりが育まれています。

私たちは、こうした良好な環境を守り、育むためにも、環境に关心を持ち、学び、考え、ともに行動することで、「こくぶんじの豊かな環境」を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

7. 施策体系

1) 基本方針・施策の方向・主な施策

第二次環境基本計画では、「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」という望ましい将来像の実現に向けて、5つの環境分野ごとに基本方針、施策の方向、主要な施策を以下のように設定しています。

望ましい 将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ 引き継ぐ こくぶんじの豊かな 環境	【自然環境】 緑と水が調和した 潤いのあるまち	1－1 緑と水のネットワークの形成 1－2 緑の保全 1－3 まちなかの緑化 1－4 水環境の保全・整備 1－5 都市農地の保全・活用 1－6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2－1 生活環境の確保 2－2 生活環境のモニタリング 2－3 化学物質対策の推進 2－4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な 都市空間を形成するまち	3－1 環境に配慮したみちづくり 3－2 環境に配慮したまちづくり 3－3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効 に利用される地球にやさしいま ち	4－1 地球温暖化対策の推進 4－2 省エネルギー・省資源の促進 4－3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 4－4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動 を生み出すまち	5－1 環境教育・環境学習の推進 5－2 人づくり、仕組みづくり

重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策

拠点となる緑や水辺の保全・整備

樹林地などの適切な維持管理
公園・緑地の整備

保存樹木等の指定
協働による維持管理

公共施設の緑化

民有地の緑化

湧水・地下水の保全・活用
野川整備事業の促進

用水路の保全・活用
雨水浸透の促進

都市農地の保全・活用
地産地消の推進

都市農業を支援する人材の育成

生き物の実態調査
生き物とのふれあいの機会の創出

外来生物対策
生物多様性に対する理解促進

低公害車の導入の推進・普及啓発
悪臭の発生防止

規制・基準などに関する事業者等への指導
生活騒音・振動対策の推進

大気や水質などの測定

空間放射線量などの測定

化学物質に関する情報の収集・提供

化学物質に関する事業者への指導

食の安全性の情報提供
給食食品などの放射性物質濃度の測定

食育の推進

道路整備の推進

自転車利用の推進

良質な住環境の創出
まちの美化活動の促進

地域住民の交流によるまちづくり

地域特性にあった景観づくり

歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用

地球温暖化対策の計画的な推進

地球温暖化への適応

省エネルギー・省資源行動の促進

再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

ごみの発生抑制
ごみ減量や分別などの普及啓発

ごみの減量化・資源化の推進

多様な主体による環境教育・環境学習の推進
環境学習に関する情報提供、学習教材づくり

地域資源を活用した体験型学習の推進
環境活動の促進と支援

環境教育・環境学習の機会の促進

地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

2) 重点プロジェクト

基本計画を具体的に推進するため、市民ワークショップの提案と環境推進管理委員会の提言をもとに、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要度の高い施策により構成される9つの重点プロジェクトを設定しています。（下表参照）

重点プロジェクトは毎年度、進ちょく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行っています。

重点プロジェクト	関連する主な施策 (番号は「第4章 具体的施策」の通番)
① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組みの推進	1 抛点となる緑や水辺の保全・整備 5 協働による維持管理 12 都市農地の保全・活用 15 生き物の実態調査の実施 18 生物多様性に対する理解促進
② 地産地消の推進による都市農業の支援	12 都市農地の保全 14 地産地消の推進 45 地域資源を活用した体験型学習の推進
③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	8 湧水・地下水の保全・活用 9 用水路の保全・活用 10 野川整備事業の促進 45 地域資源を活用した体験型学習の推進
④ 安心・安全な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	23 大気や水質などの測定 24 空間放射線量などの測定 25 化学物質に関する情報の収集・提供 26 給食食品などの放射性物質濃度の測定
⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進	31 自転車利用の推進 37 地球温暖化対策の計画的な推進
⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用	4 公園・緑地の整備 36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
⑦ 資源循環型のまちづくりの推進	42 ごみの減量化・資源化の推進 43 ごみ減量や分別などの普及啓発 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進	39 省エネルギー・省資源行動の促進 40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供・学習教材づくり
⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	48 環境教育・環境学習の機会の促進 49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

8. 実施計画

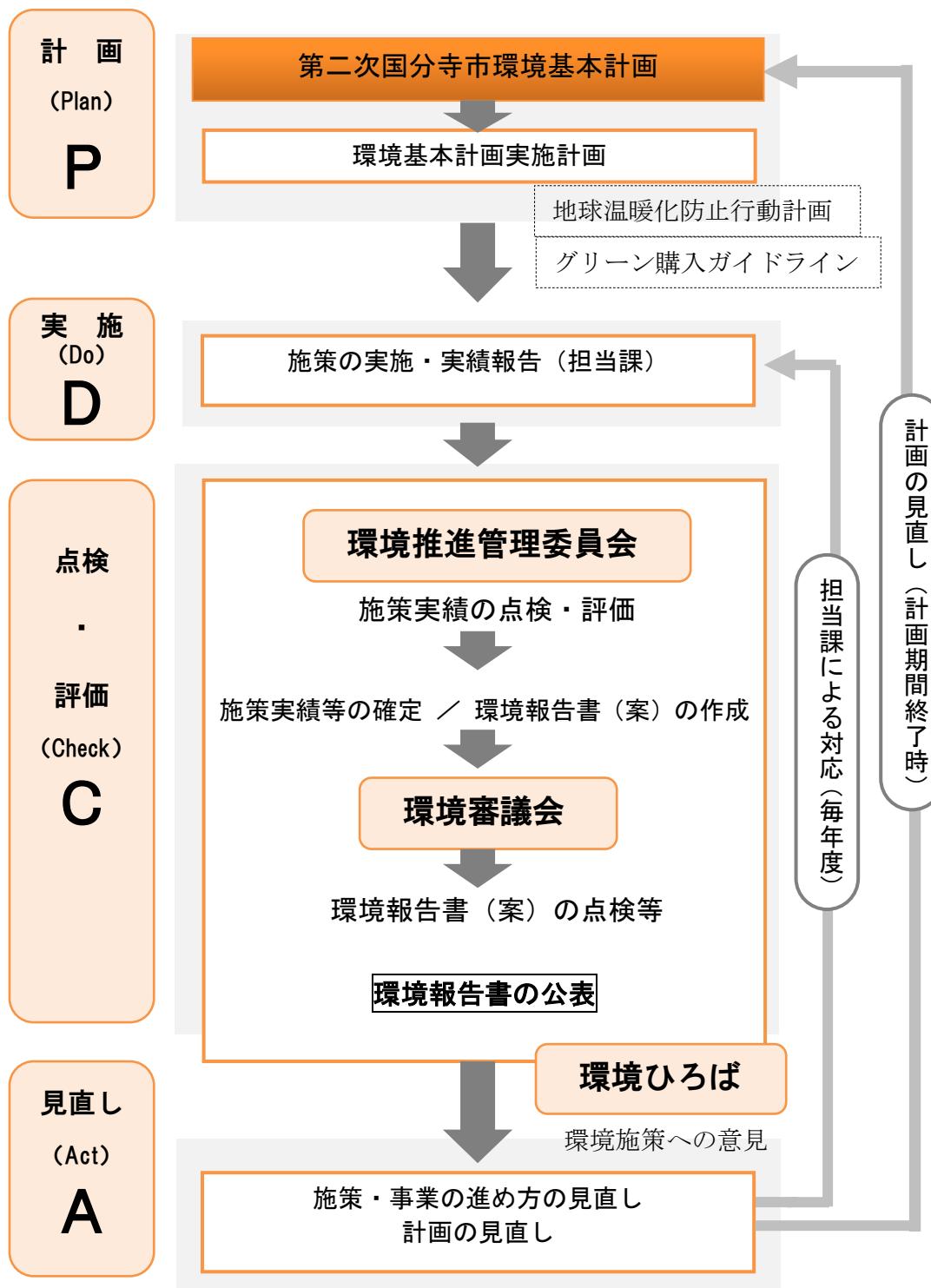
基本計画を具体的に展開するための計画として、平成29年3月に第二次環境基本計画実施計画（中期）（平成29年度～32（令和2）年度）を策定し、52施策を実施計画に位置付けています。

これらの施策の平成30年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクト」及び第4章「具体的な施策」のとおりです。

9. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり 計画（P L A N），実施・運用（D O），点検（C H E C K），見直し（A C T）の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動（環境プログラム）を推進するシステムです。

図 9-1 マネジメントシステムの仕組



《チェック機能》

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第27条の規定に基づき、公募市民（2人）、事業者の代表者（2人）、学識経験者（3人）、環境ひろばから選出された者（2人）、市職員（3人）の12人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進ちょく状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第30条の規定に基づき、公募市民（4人）、学識経験者（4人）、事業者の代表者（2人）、関係行政機関の職員（2人）の12人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関する審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第28条の規定に基づき、協働の推進組織として平成16年8月に環境ひろばを設置しました。

毎月1回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、以下の1. 国分寺市環境基本計画実施計画、2. 国分寺市地球温暖化防止行動計画、3. 国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。